

徳島県告示第七百七十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七
 第一項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成二十八年十二月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指 定 区 域	埋 立 地 の 区 分
徳島市国府町西矢野字山田五九三番一	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）第十三条の二第三号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）第十二条の三十一第二号
鳴門市大津町徳長字川向中ノ越七番、一二番、一四番及び一五番	政令第十三条の二第三号イ及び省令第十二条の三十一第一号
同 番 一二番及び二五番	政令第十三条の二第三号イ及び省令第十二条の三十一第一号
同 字川向西ノ越四三番	政令第十三条の二第三号イ及び省令第十二条の三十一第一号
阿南市那賀川町今津浦綱干二四番八の一部	政令第十三条の二第三号イ及び省令第十二条の三十一第一号
阿波市土成町高尾字林坊一四〇番一地先、一四一番地先及び一四二番地先	政令第十三条の二第三号イ及び省令第十二条の三十一第一号
同 宮川内字古田一七三番三、一七四番三、一七四番四、一七六番、一七九番一及び一八〇番から一八二番まで	政令第十三条の二第三号イ及び省令第十二条の三十一第一号
美馬市美馬町字境目三九番一〇の一部	政令第十三条の二第二号イ及び省令第十二条の三十一第二号
三好市三野町清水字島二六七番、二七一番一及び二七一番二	政令第十三条の二第二号イ及び省令第十二条の三十一第二号

名西郡神山町阿野字長谷一三六番並びに一三九番の一部及び一三七番の一部

政令第十三条の二第三号イ及び省令第十二条の三十一第一号